

四日市市告示第16号

四日市市障害者（児）日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年1月20日

四日市市長 森 智 広

四日市市障害者（児）日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市障害者（児）日中一時支援事業実施要綱（平成20年四日市市告示第90号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (有効期間) 第4条 事業の利用決定の有効期間は、前条第2項による利用決定日から当該日以後の最初の6月30日までとする。 2 (略) | (有効期間) 第4条 事業の利用決定の有効期間は、前条第2項による利用決定日から当該日の属する年度の末日までとする。 2 (略) |

| 改正後 |
|--|
| 別表第1 算定基準額（1回当たり・消費税及び地方消費税を含む。） (略) |
| (注1) <u>区分1から区分3については、利用者の障害の程度がそれぞれ次に定める程度とする。</u> |
| (1) <u>区分1（軽度）</u> <u>区分2及び区分3に該当しない程度</u> <u>障害者総合支援法による障害支援区分を取得している場合は障害支援区分1又は2に該当する程度</u> |
| (2) <u>区分2（中度）</u> <u>食事、排泄、入浴、移動のうち「全介助」又は「一部介助」が三項目以上、行動障害を有する程度その他これらに準ずる程度</u> |

障害者総合支援法による障害支援区分を取得している場合は障害支援区分 3
又は 4 に該当する程度

(3) 区分 3 (重度)

食事、排泄、入浴、移動のうち「全介助」が三項目以上、著しい行動障害を有
する程度その他これらに準ずる程度

障害者総合支援法による障害支援区分を取得している場合は障害支援区分 5
又は 6 に該当する程度

(注 2) (略)

(注 3) (略)

(注 4) (略)

改正前

別表第 1

算定基準額 (1 回当たり・消費税及び地方消費税を含む。)

(略)

(注 1) (略)

(注 2) (略)

(注 3) (略)

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

四日市市障害者（児）日中一時支援・移動支援事業利用申請書

四日市市長

障害者（児）日中一時支援・移動支援事業の利用について、次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

| | | | | | | |
|-------------|------|--------|--|---------------|-------|-------|
| 申請者 | フリガナ | | | | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 氏名 | | | | | |
| | 個人番号 | | | | | |
| | 住所 | 電話番号 | | | | |
| フリガナ | | | | 続柄 | | |
| 利用申請に係る児童氏名 | | | | 生年月日 | 年 月 日 | |
| 個人番号 | | | | | | |
| 身体障害者手帳番号 | | 療育手帳番号 | | 精神障害者保健福祉手帳番号 | | 疾病名 |

| | | | | | | |
|-------------|--------------------------------|-------------------|------|----------------|---------------|--|
| 他のサービスの利用状況 | 障害福祉サービス | 障害支援区分 | 有・無 | 区分 1 2 3 4 5 6 | 有効期間 | |
| | | [利用中のサービスの種類と内容等] | | | | |
| 介護保険 | 要介護認定 | 有・無 | 要介護度 | 要支援 () | 要介護 1 2 3 4 5 | |
| | | [利用中のサービスの種類と内容等] | | | | |
| 申請する支援の内容 | [希望する福祉サービスに○をし、支給量を記入してください。] | | | | | |
| | 日中一時支援 | () | | | | |
| | 移動支援 | () | | | | |
| 備考 | | | | | | |

| |
|---|
| 同意書 |
| 私は、この申請に係る事務を行うため、四日市市長が市の保有する私及び私の世帯に関する個人情報（住民基本台帳情報、税情報、生活保護情報等）を利用することに同意します。 |
| 年 月 日 |
| 氏 名 |
| 印 |

附 則

1（施行期日）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2（経過措置）

改正前の四日市市障害者（児）日中一時支援事業実施要綱に定める様式は、改正後の四日市市障害者（児）日中一時支援事業実施要綱の規定にかかわらず当分の間使用することができる。